

平成 29 年度公共工事の諸課題に関する意見交換会

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

I. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）では、平成 29 年度の活動方針として、公共事業に関し以下の三項目を掲げ、積極的な活動を展開することとしております。国、地方公共団体、高速道路(株)、機構・事業団の一層のご支援とご協力をお願いします。

当会はこの意見交換会を最も重要な活動と位置付けています。的を絞った意見交換や課題のフォローを通じて、着実な成果が上がるよう努めてまいります。

(1) 担い手の確保・育成と生産性向上——建設業における働き方改革

長期ビジョンに掲げた目標に向けて若年技能者を確保し世代交代を実現するため、引き続き技能労働者の処遇改善を推進する。特に、働き方を抜本的に改革し週休二日を実現するとの強い決意のもとに、発注者と連携して必要な方策の具体化に向けた取組みを推進する。あわせて建設キャリアアップシステム注)の構築、普及に積極的に協力する。

注) 建設技能者がその経歴や保有資格をキャリアカードに登録し、工事現場に入場する都度その就業履歴を蓄積するシステム。

生産性の向上は省人化にとどまらず、処遇改善とともに魅力ある建設業を実現する車の両輪として働き方改革を支えるものである。日建連は、「生産性向上推進要綱」に基づき、コンクリート工の効率化、ICTの活用等に取り組み、i-Construction 推進の中核的な役割を担う。

(2) 社会資本の着実な整備

東日本大震災や熊本地震の復興事業をはじめ、防災・減災、インフラ老朽化対策、経済基盤強化等の分野でストック効果が最大限に発揮される社会資本が着実に整備されるよう、公共事業予算の安定的、持続的な確保について提言や要請を行うとともに、発注者とのパートナーシップのもとで公共工事の円滑な施工を確保する。

(3) 建設業の健全な発展に向けた活動の推進

第一に、改正品確法の運用指針が全ての発注者の共通のルールとして、現場において的確に運用されるよう発注者に要請するとともに、受注者としても適正な価格での下請契約の締結、労働環境の改善等に真摯に対応する。

第二に、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、国、地方公共団体等の関係機関との連携強化および包括協定の締結拡大を図るなど、災害対応力を強化する。

第三に、「けんせつ小町」の活躍や市民向け現場見学会等を通じて建設業や社会資本整備への理解促進を図る。

Ⅱ. 意見を交換するテーマ

1. 社会資本整備の進め方

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保

わが国経済は緩やかな回復基調にあるものの個人消費や民間投資は力強さを欠いており、デフレからの完全脱却と安定的成長を実現する経済財政運営が、引き続き求められている。公共投資は内需を下支えするフローの経済効果だけでなく、整備される社会資本には成長力を強化するなどのストック効果が期待できることから、安定的・持続的に公共事業予算を確保すべきである。

(2) 生産性向上 一省人化のみならず魅力ある建設業実現のために

社会資本整備を担う建設業においては、当面の施工余力に問題はないものの、労働力人口が確実に減少する中で担い手の確保に努めるとともに、生産性2割向上の目標のもとにi-Constructionを中心とした取組みを推進している。生産性向上への取組みは、休日拡大等の働き方改革を通じて魅力ある建設業を実現するうえからも不可欠であると認識している。

(3) 国民の期待に応える災害対応力

自然災害発生時に被害を受けた交通網、ライフライン等の復旧に当たることは建設業に期待される重要な役割であり、日建連としても災害発生時における対応体制を整備してきた。行政・発注機関には、復旧工事等が迅速に実施できるよう災害包括協定の締結促進とその活用に向けた体制構築や災害に備えた新しい入札契約制度の運用についての的確な対応を求めたい。

(4) 広報の強化

建設業が最新の技術を駆使して経済社会を支える社会資本を整備していることや、被災地の復旧・復興に献身的に取り組んでいる姿を発信するなど、市民現場見学会等の開催を実施しており、引き続き発注者と連携して建設業や社会資本整備への理解を促進する広報活動を強化していきたい。

2. 担い手確保への取組み

昨年9月に開催された未来投資会議において、安倍総理大臣から「建設現場の生産性を2025年までに2割向上を目指す」という力強い目標が示された。この目標に向け、産学官が連携して「i-Construction」の推進に積極的に取り組んでいかなければならない。生産性向上は「働き方改革」を実現し、建設業の魅力を取り戻すうえからも不可欠の取組みである。

建設業における「働き方改革」は、長時間労働の是正という担い手を確保する上からも避けて通ることのできない課題、特に、他の産業より遅れている「休日確保」への取組みを加速するものである。

「休日確保」のためには、生産性の向上を図るとともに、(1)改正品確法の的確な運用、(2)適切な工期の確保、(3)休日拡大に向けた環境整備——が必要であると認識している。

これらを踏まえ、以下の取組みや環境整備についてご意見を伺います(「☆」は意見回答を求める事項。以下同じ。)

(1) 改正品確法の的確な運用

①運用方針の取組みの浸透・徹底

運用指針に基づき改定された設計変更ガイドラインをはじめとする各種ガイドライン、チェックリストの運用状況を調査したところ、ガイドライン等の整備により、受発注者とも設計変更が円滑に行われているなどの事例が報告されている。一方、策定から間がなく、普及・啓発のための時間が限られていることから、浸透の度合いに濃淡が見られ、さらなる取組みが必要になっている。また、運用によりガイドライン等の内容の改善が必要な点も明らかになっている。今後も、引き続き改定されたガイドライン等の理解促進を図るとともに必要な改定を行い、国以外の機関においても直轄事業と同様の対応をお願いしたい。

☆発注者協議会等の活用による地方公共団体等の国以外の機関への浸透

：すべての発注者が運用指針を共通のルールとして現場で運用するため、どのような取組みを進めるのか（例えば、地方公共団体における設計変更等のガイドライン策定）

☆理解増進のため、受発注者共催した講習会等の継続した開催

☆運用状況調査の結果に基づく、ガイドライン等の改定

②多様な入札方式の導入

改正品確法では、技術的難易度が高い工事の仕様の確定が困難である場合に活用されるECI方式や入札段階の受発注者の負担軽減のための段階的選抜方式等が位置付けられている。特に熊本地震関連事業では、早期復旧のため民間技術を活用するECI方式が採用されており、大規模災害時での対応等においても実際に活用されていくことが必要であると考えられる。

☆工事の仕様の確定が困難である場合等におけるECI方式等の積極採用

☆受発注者の負担軽減を図るため、手続きの簡素化を図る段階的選抜方式や一括審査方式の拡大

(2) 適切な工期の確保

昨年の意見交換会での議論を踏まえ、国土交通省では、準備期間の実態調査に基づく標準的な準備期間を明示するとともに、さらに工期設定支援システムを試行運用するなど迅速な対応に感謝申し上げる。

日建連アンケートによれば、休日拡大に向けた環境整備においても、適切な工期の確保は、その大前提となっているなど、受発注者連携して、現場実態のフォローアップしていくことが重要であり、フォローアップ結果による実態を踏まえ、どのように反映していくのか伺いたい。

①準備期間の的確な運用

☆適切な施工計画作成期間の確保

：標準的な準備期間が明示されているが、個別の工事条件をどのように反映するのか（適切な条件明示項目、契約図書への反映等、それぞれの現場の実情に応じた柔軟な対応）

②適切な工程管理

☆工程情報の開示、共有化、さらに共同管理へ

：工期に不稼働日を何日見込んでいるのか、特記仕様書に明記すべきではないか

：試行を通して得られた工事工程の共有による受発注者のメリットを恒常的に確保するため、「工程の共同管理」として仕組みを検討してはどうか

☆設計変更ガイドラインのさらなる浸透

：適切な工程管理に必要な不可欠となる適切な工事一時中止手続きや、工程短縮要請手続きの遵守等についてどのように取り組むべきか

(3) 休日拡大に向けた環境整備

日建連は、技能労働者の世代交代に向けて処遇改善に取り組んできたが、これをさらに拡充し、最も立ち遅れている休日確保に向けた取組みを強力に推進するため、「週休二日推進本部」を設置したところである。

週休二日の実施には、生産性の向上や受注者としての自助努力は当然として、発注者の理解・連携の下、休日拡大が可能となる環境を整備する必要がある。今後、休日取得に向けての環境整備を具体的にどのように進めていくのか伺いたい。

なお、技術者についても、日建連アンケートでは、休日拡大による現場技術者への負担増を懸念する声があり、担い手確保の目的に逆行することがないように、業務の効率化の取組みを並行して進めていく必要がある。(3. 生産性向上において記載)

①適正な労賃の確保

☆休日拡大に伴い収入減となる技能労働者への給与補填等、適正な労務賃金の確保に向けて受発注者連携した取組みについてどのような取組みが求められるか

②休日拡大に取り組むためのインセンティブ付与

☆努力した結果が実感できるインセンティブ付与の方法の検討

：インセンティブの付与を求める声が多いことから、減点方式よりも加点方式の方法が望ましいと考えるが、どのようなインセンティブが考えられるか

☆契約条件として明示した試行工事の実施

：休日拡大は、受発注者共通の課題との認識のもと、発注者の環境整備と受注者の自助努力が前提であることを契約条件に明示した試行工事の実施が必要ではないか

3. 生産性の向上

国土交通省では、昨年を「生産性革命元年」と位置付け、i-Constructionを中心に様々な生産性向上の施策に取り組まれており、その中でリーディング施策第1弾としてICT土工が現場で展開している。引き続き、今年を「生産性革命前進の年」としており、このムーブメントの勢いを失わせることなく第2、第3弾と拡大していく継続的な取組みが必要となる。また、働き方改革を進めるためにも、その取組みの原資を確保する点からも生産性の向上が必須である。

このため、地に足のついた取組みとするためにも、進捗に応じて、現場における課題をフォローし、検討を加え、スパイラルアップしていくことも重要となる。については、以下の取組みについてご意見を伺いたい。

(1) ICT、CIMの全面的な活用

① ICT土工の基準類の見直し

☆各基準のフォロー

：昨年、ICT活用工事のための新基準が導入され、随時改定がなされているが、今後の課題の抽出や普及の拡大に向けてどのように取り組んでいくか

② ICT土工の対象工事の充実(件数、規模等)

☆規模の大きい試行工事での拡大、および効果的な3次元データの受け渡し

：比較的規模の大きい工事での試行拡大に取り組まれているか

③ ICTの活用拡大

☆橋梁やトンネル等の工種への拡大

：土工以外の分野への活用拡大をどのように図っていくのか

④ C I M導入ガイドラインの活用

☆ C I M導入ガイドラインの活用促進

- ： C I M導入ガイドラインの活用を図るため、どのように取組んでいくのか
- ： 3次元データの効果的な活用を図る観点から、より川上の調査・設計段階から3次元データを繋いでいく試行工事が必要ではないか

(2) コンクリート工の生産性向上

① 現場打ちコンクリート工の生産性向上

☆ 機械式鉄筋定着工法ガイドラインの活用

- ： 昨年、同ガイドラインが策定され、特に当初設計からの導入が求められるが、採用状況はどのようになっているか

☆ 機械式鉄筋継手工法の採用、流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用

- ： 両ガイドラインが策定されたことを受けて、その普及拡大にどのように取組んでいるか

② プレキャストの導入促進

☆ コンクリート生産性向上検討協議会における検討項目の現場への適用について

- ： 設計段階において、仮設費等を含めて、プレキャスト工法と現場打ちコンクリートとの比較検討を必ず行うように徹底できないか
- ： プレキャスト工法の採用において、スケールメリットを発揮するため、路線全体、事業全体での同一構造の採用を検討できないか
- ： 大規模構造物を対象とした工事において、施工者の持つプレキャスト施工ノウハウを設計段階から活用できるように生産性向上をテーマとした E C I 方式を採用した試行工事に取り組むことはできないか

(3) 新技術（ロボット、A I 等）導入環境の整備

☆ i-Construction 推進コンソーシアムの円滑な運営

☆ 技術開発経費の確保等、採用のための柔軟な対応

- ： 新技術活用実績を踏まえた導入方策（技術提案テーマに E C I 方式活用等）としてどのように取り組まれるのか

(4) 業務の効率化推進

☆ 書類の削減

- ： 受発注者連携して検討を行っている書類簡素化の先行事例（工事検査書類の限定・標準化、重複確認の廃止等）を全国展開できないか
- ： 生コン検査、立会等の軽減に向けてどのように取り組まれているか

☆ 仕事の標準化

- ： 業務の効率化に効果が期待される書類様式の統一化が必要ではないか
- ： 仕事の標準化に向けて、施工管理上の様々な問題に対し、統一的な解決策の考え方を例示する手引書等の作成に取り組むことはできないか

☆ I S Oデータの有効活用

- ： 監督・検査に係る受発注者双方の業務効率化を図るため、受注者の品質マネジメントシステム（IS09001）データをさらに有効活用できないか。

(5) 人材育成

①技術の伝承

☆若手技術者の登用の試行工事の導入・拡大

：技術者確保のための試行工事の成果を踏まえ、さらに試行工事の拡大などどのように取り組んでいくのか

②技術者の育成

☆魅力ある職場づくりに向けた取組み

：長時間労働の是正による、女性の本格参入を含む、多様な人材が働ける職場を創出していくため、どのように取り組んでいくのか

③技能労働者の確保

☆技能労働者の処遇改善

：技能労働者の賃金アップ等処遇改善を実現するため、受発注者連携してどのような方策に取り組まれるのか

4. 公共建築工事に係る課題

公共建築工事については、過不足の無い適切な品質の確保とその維持・向上等が図られることが求められるなか、平成27年10月に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」が作成され、また、本年1月には社会資本整備審議会より「官公庁施設整備を適切に実施するための発注者のあり方」についての答申がなされた。

については、こうした施策の方向性が示されたことに対する、行政の取組みに関して、以下の項目についてのご意見を伺いたい。

(1) 公共建築工事における適切な工期の確保

☆週休二日制を前提とする工期設定に関する地方公共団体等の理解促進

☆当会の適正工期算定プログラムの紹介

(2) 官公庁施設整備に係る発注者のあり方に関する社会資本整備審議会の答申に沿った施策の推進

☆発注者の役割の理解の促進、技術基準等の整備・活用促進等の施策の推進

以上